化学製品ＰＬ相談センター　　2010 年 10 月 8 日発行

アクティビティーノート〈第 164 号〉

Contents

2010 年 9 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1．相談業務
　1.1.　2010 年 9 月度 相談受付件数（P. 1）
　1.2.　受付相談事例および内容の紹介（P. 2～9）
2．ちょっと注目「シアノアクリレート系接着剤（瞬間接着剤）」（P. 10）
3．おでかけ情報（P. 11）
　・「お母さん、知って安心、家族も安心　やさしい『農薬ゼミ』」
4．入手資料の紹介（P. 11）
5．メディア情報から（P. 11）
6．化学の目でみる日本の伝統工芸「友禅」（P. 12）

1．　相談業務

1．1．　相談受付件数

2010 年 9 月度 相談受付件数（ 8／20～9／17　実働 : 21 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	1	1	0	6	0	8	36%
消費生活Ｃ･行政	2	0	0	3	0	5	23%
事業者･事業者団体	0	0	0	7	0	7	32%
メディア･その他	0	0	0	2	0	2	9%
合計	3	1	0	18	0	22	
構成比	14%	4%	0%	82%	0%		100%

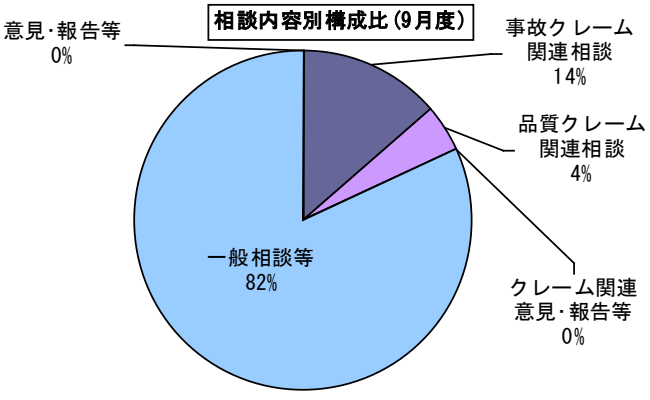

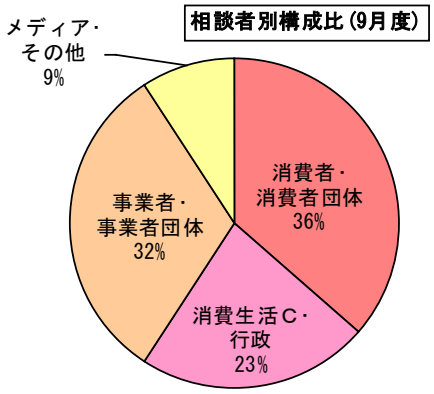

相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－３件

1. **自分は花粉に対するアレルギーやアトピー性皮膚炎を患っている。１年８ヵ月前から、自分と両親に手のしびれ･足のむくみ･胸や背中の皮膚の黒ずみ等の症状が現れ、鍼治療を受けたが効果はなく、現在も症状が続いている。症状が現れる直前に、新築住宅（木造２階建て）に入居した。建築前に、工務店に自分の体質については説明してあった。入居してすぐに、工務店から勧められて床（フローリング）などに無償で柿渋を塗ってもらったが、その目的や柿渋の製造業者等は聞かなかった。塗った当初から、柿渋が原因と思われる臭いを感じていた。その臭いは夏になると強くなるように感じる。自分たちの体調不良の原因は柿渋ではないかと思い、工務店に申し出て現場を見に来るよう求めたが、応じてくれない。工務店との今後の交渉に向けて、柿渋の成分の室内濃度を測定する必要があるかもしれないので、柿渋にはどのような成分が含まれているのか調べてほしいと思い消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。製造物責任（ＰＬ）法という法律があるそうだが、このような場合は対象となるのか。〈消費者〉**

   ⇒今のお話だけでは、床に塗られた柿渋が具体的にどのようなものかは不明ですが、柿渋は未熟な渋柿の果実から搾り取った汁を発酵させたもので、主成分はポリフェノールの一種であるタンニンです。塗られた柿渋に何らかの欠陥があり、かつ、その欠陥と症状との間に因果関係があると認められた場合には、柿渋の製造業者等に対しＰＬ法に基づく損害賠償を請求できる可能性があります。しかし、健康への影響には柿渋そのものの安全性だけでなく施工方法も関与するほか、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、一概に欠陥が認められるとは限らないでしょう。また、臭いが強いからといって必ずしも有害性が高いとは限らないため、体調不良の原因は他にあるという可能性も考えられます。工務店との今後の交渉の進め方について、住宅に関する相談を受け付けている住宅紛争処理支援センター（http://www.chord.or.jp/consult/）に相談してみるとよいでしょう。また、体調不良については、やはり一度医師に相談してみてはいかがですか。

2. **「２週間くらい前に100円ショップで瞬間接着剤を購入し、１度使用した後、冷房した室内の棚に保管していた。昨日、それを再び使おうとした際、キャップが固くなっていたので力を入れてチューブ（アルミ製）を握ったところ、チューブが破れて中の接着剤が飛び出し、**

着ていた綿ブラウスにかかって発熱した。火傷はしなかったが、ブラウスには５㎝くらいの穴が開いた。接着剤の外装に表示されていた使用上の注意には目を通したつもりだが覚えておらず、既に廃棄して手元にはない。メーカー等に苦情を言うつもりはないが、このようなことはよくあるのか。今後はどのように注意したらよいか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒瞬間接着剤(シアノアクリレート系)は空気中の水分に反応して固まります。保管状況などによってはキャップが固まって出にくくなってしまうので、使用後はノズルなどをきれいにふき取ってから、キャップをしっかり閉めて、直射日光が当たらない湿気の少ない場所に保管するようにしてください。特にアルミ製のチューブの容器は、プラスチック容器に比べて一般に破れやすく、開封する際などに力を加えすぎると中身が飛び出す可能性があります。瞬間接着剤が目的以外のものにつくとはがれにくい上、皮膚や衣類等に多量に付着すると化学反応によって発熱する恐れもあります。各製品の本体や包装に表示されている注意事項をよく読んで使用し、外装に表示されている場合も中身を使い終わるまでは捨てないよう、相談者にお伝えください。また、日本接着剤工業会のホームページに掲載されている「瞬間接着剤のトラブル処理と使い方の手引き」(http://www.jaia.gr.jp/press2_file/20081107095847.pdf)も参考にされるとよいでしょう。

※ ちょっと注目「シアノアクリレート系接着剤(瞬間接着剤)」(P.10)もご覧ください。

3. **「下駄箱の上に置いていた芳香剤(付け替えタイプ)が液漏れし、下駄箱の塗装がはげた。芳香剤のメーカー△△に申し出て補償を求めたところ、『状況を撮影した写真を送ってほしい』と言われた。一昨日、メールで写真を送信したが、△△社から返事が来ない」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターにまわしてよいか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒まずは△△社に再度連絡して、写真を受け取ったかどうか、補償についての△△社の見解等を確認するよう、相談者にお伝えください。

◆ 品質クレーム関連相談－１件

1. **初めて行ったネイルサロン(Ⅰ)で“ジェルネイル”の施術を受けた際、使用されたジェルの臭いが気になった。ジェルが乾いてからは臭わなかったのだが、しばらく経って自爪が伸びてきたので切ったところ、切り口から農薬のような臭いがするようになった。いつも利用しているネイルサロン(Ⅱ)に行ってネイルを取ってもらったが、その後は爪を濡らすと爪全体から臭いがするため、料理･入浴･洗顔などをするにも支障がある。病院で爪を診**

てもらったところ、医師も臭いを認め、使用したジェルネイルの成分名を調べるように指示された。そこでネイルサロン(Ｉ)に問い合わせて成分名を教えてもらったが、臭いについては「既にネイルを取ったのであれば、それ以上はどうしようもない」と言われた。また、このジェルネイルはＡ国製とのことであり、国産のものと比べて安全性に問題があるのではないだろうか。消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。成分名から、このジェルネイルの安全性について教えてほしい。〈消費者〉

⇒成分そのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)等で調べることができますが、成分の含有量などは製品によって異なり、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。また、輸入品の安全確保に関する対応については行政においても検討されているようですが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー、輸入業者等でなければ責任を持って答えることはできません。まずは、最初に成分名を調べるように指示した担当医に、成分名を報告されてはいかがですか。

◆ 一般相談等

- 「近所の公立小学校の校庭に、防塵用の塩化カルシウムを散布する計画が進められていることを聞いた。自分は“化学物質過敏症”を患っているため、風で塩化カルシウムが飛散してきた場合の影響が懸念される。自治体の土木担当の課に問い合わせたところ、『即答はできない』と言われた。“化学物質過敏症”の患者に対する塩化カルシウムの影響の有無について知りたい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

  ⇒塩化カルシウムの取扱説明書等に表示されている散布量、散布要領などを守って適正に使用すれば、散布した路面から塩化カルシウムが飛散することは一般に考えにくいでしょう。今のお話だけでは、自治体の土木担当の課が今回の散布にどのように関わっているのか不明ですが、本件の管理責任者から納得のできる説明を受けるよう、また、化学物質に対する感受性には個人差がありますので、ご自身の体質について担当医に相談してみるよう、相談者にお伝えください。

- 昨日、当家の隣にある空き地で、そのさらに隣に建っているマンションのものと思われる消火器の更新作業が行われた。その際、消火器１本の消火薬剤を噴出させていたので、先ほど現場を見に行ったところ、消火薬剤がかかったところの雑草が枯れていた。消火薬剤

がかかった草や砂が風で飛散してきた場合の影響が懸念されるため、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒製品によって消火薬剤の種類が異なり、当センターは特定の製品に関する安全性等についてお答えできる立場にはありません。まずは、消火器を所有していたと思われるマンションの管理組合に事情を確認し、消火器のメーカー等を特定した上で、その消火薬剤の安全性についてメーカーにお問い合わせください。

◆ 「６年前に、新築マンションの棟内モデルルームを購入し、居住している。既設のエアコンが３ヵ月くらい前から作動しなくなったため、エアコンのメーカー△△社に点検を依頼した。点検の結果、冷媒のフロンガスが抜けていたことが分かり、フロンガスを充填してもらった。しかし、その後もエアコンの不調が続き、△△社に再度点検してもらったところ、室内機に問題があったことが分かり、修理してもらった。漏れたフロンガスを吸い込んでしまった可能性があるので、その影響が懸念される。△△社のサービスマンは『問題はない』と言っているが、最初の点検で室内機の問題に気付かなかったサービスマンの発言は、信用できない」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターにまわしてよいか。〈消費生活Ｃ〉

⇒フロンガスの種類、現場の状況等が不明であり、また、特定の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。

◆ 築約30年の家（木造２階建て）に住んでいる。１ヵ月くらい前に、玄関扉（材質：アルミサッシ）の蝶番および浴室の床タイルに小さな穴が開いていること、ならびに２階のベランダの手すり（鉄製）が錆びていることに気付いた。その１ヵ月前に、浴室の壁タイルのカビを除去するために、△△社の塩素系カビ取り剤〇〇を１本全部使用したので、それが原因ではないかと疑っている。〇〇を使用した際、浴室の扉は開けて、窓は閉めていた。掃除中に〇〇が目に入った気がしたため、取りあえず眼科に行き、戻ってから浴室の壁を水で洗った。眼には異常はなかった。〇〇を使用する前に、使用上の注意等の表示は読まなかった。△△社に申し出て、玄関扉などへの影響について尋ねたところ、「〇〇の使用によって、そのようなことが起きるはずがない」と言われた。しかし、玄関扉などを修理しても、また同様のことが起きるのではないかと心配なので、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒〇〇が直に接触していない玄関扉やベランダにまで影響を及ぼしたとは考えにくいと

思われますが、そのようになった原因が分からないため、修理後に同様のことが起きるかについても分かりかねます。（なお、塩素系カビ取り剤を使用する際は、換気をよくし、保護用のメガネ･炊事用手袋･マスクを着用するなど、使用上の注意をよく読んで正しくお使いください。）

- **３日くらい前から、娘と自分は目に痛みを感じており、近いうちに医者に行こうと思っている。症状が現れた頃に、隣人が家の周囲（敷地内）に何か臭いの強い液体をまいていたので、それが症状の原因ではないかと疑っている。隣人がまいていたのは、ボトルの外見から△△社の犬猫糞尿処理剤〇〇ではないかと思うが、隣人とは過去にトラブルがあったことから話しづらい。△△社に〇〇について問い合わせたところ、成分に関する説明を受けたが、「目に対する影響は分からない」と言われた。〇〇の人体への影響について教えてほしい。〈消費者〉**

  ⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にありませんので、メーカーとして責任を持って回答するよう△△社に要求してください。

- **購入して間もない新車にガソリンスタンドで給油をした後で、給油口の近くに何か黄色いものと指紋が付着していることに気付いた。自分でカーワックスで拭いてみたが、取れなかった。ガソリンスタンドに申し出て、何を付けたのか尋ねたところ、「当店が付けたと言うならば、それを立証するように」と言われたが、自分で拭いてしまったので立証できない。ディーラーに車を見せて、ある程度までは付着物を落としてもらったが、「すぐに見せてくれれば何とかなったかもしれないが、カーワックスで拭いてしまった後では何を付けたかも分からず、これ以上落とそうとすると車の塗装まで剥がしてしまう可能性がある」と言われた。いったい、何が付いたのか。〈消費者〉**

  ⇒申し訳ありませんが、当センターでも分かりかねます。

- **知人に誘われて△△社の商品説明会に参加した際、肌の手入れなどに使用できるという天然水〇〇を購入した。〇〇について、パンフレットには「アトピー性皮膚炎に」と記載されており、口頭では「アトピー性皮膚炎が治る」と説明された。アトピー性皮膚炎の子ども（幼児）に使用したところ、ひっかき傷が一晩で消えた。過去にステロイド薬を使用した経験などから、〇〇にはステロイドが含有されているのではないかと思うので、検査してほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターおよび保健所を紹介された。保健所にはまだ連絡していない。〈消費者〉**

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますが、検査費用は依頼者の負担となりますので、まずは地域の公衆衛生(薬事衛生など)に携わっている保健所に相談してみてください。

◆ **△△社の〇〇は、『虫よけ剤』と表示しているにもかかわらず、成分表示によるとピレスロイドが使用されている。自分は、ピレスロイドが使用されている蚊取り剤等を使用すると、持病の喘息が悪化する。ピレスロイドを使用しているのに『虫よけ剤』と表示するのは紛らわしいので止めてほしいと△△社に申し出たが、聞き入れてもらえなかった。このような表示をすることに、法律上の問題はないのかについて、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。自分は隣人が使用する殺虫剤等によっても喘息が悪化することがあるが、殺虫剤等の危険性を知らずに安易に使用している消費者が多い。例えば、子どもが通っている幼稚園の園児の母親達は、ディートを主成分とする虫よけ剤(肌用)を小児に使用させる場合の注意(http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/08/tp0824-1.html)を知らないと言っていた。殺虫剤等の成分や使用上の注意について、小さな字で製品に表示するだけでは消費者への周知が不十分であり、やはり殺虫剤等の成分そのものについて法律でより厳しく規制してほしい。〈消費者〉**

⇒ピレスロイドは除虫菊に含まれる天然の殺虫成分ピレトリン類またはそれとよく似た化学構造をもつ合成化合物の総称で、製品によって使用されているピレスロイドの種類、含有量などは異なります。また、ピレスロイドを使用しているものでも、衛生害虫(蚊、ゴキブリ、ハエ、ダニなど)を対象とする殺虫剤、虫よけ剤(肌用)は薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類されますが、〇〇も含め不快害虫(ガ、ユスリカなど)を対象とする殺虫剤・虫よけ剤や衣類用防虫剤には、薬事法は適用されないため、衛生害虫に対する殺虫効果をうたうことはできません。一方、殺虫効果をうたっているにもかかわらず実際には殺虫効果がないという場合には、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)上の不当表示(実際のものに比べ著しく優良であると一般消費者に誤認される表示)に該当する可能性もありますが、殺虫剤にも使用されている成分が殺虫効果をうたっていない製品に含まれていたという場合には、不当表示であると判断される可能性は低いでしょう。殺虫剤等の成分に関する規制の強化については、当センターは法律の制

定･改正等について直接関与できる立場にはありませんので、薬事法を所管する厚生労働省にご要望ください。

◆ **化学品を輸入販売するにあたり、製造物責任（ＰＬ）法では事業者の責務についてどのように定められているのか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法は、製造物の欠陥（製造上、設計上、指示･警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、事業者の責務等について規定した法律ではありません。（同法を所管する内閣府のホームページにＰＬ法の全文が掲載されています（http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html）。）

◆ **ルームフレグランスを輸入販売するにあたり、ラベル表示について検討している。製造物責任（ＰＬ）法では、表示についてどのように定められているのか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法は、製造物の欠陥（製造上、設計上、指示･警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示等については規定していません。ただし、製品の形態や想定される使用状況等に応じて必要な注意･警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示･警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。（同法を所管する内閣府のホームページにＰＬ法の全文が掲載されています（http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html）。）

◆ **肥料を製造販売するにあたり、肥料取締法に基づく表示以外に、製造物責任（ＰＬ）法で義務付けられている表示はあるか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法は、製造物の欠陥（製造上、設計上、指示･警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示等については規定していません。ただし、製品の形態や想定される使用状況等に応じて必要な注意･警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示･警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。（同法を所管する内閣府のホームページにＰＬ法の全文が掲載されています（http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html）。）

◆ **カーワックスを製造販売するにあたり、製品表示を検討している。成分や使用上の注意等、法律で義務付けられている表示事項はあるか。〈事業者〉**

⇒カーワックスを対象に、表示すべき事項を定めた法律はありません(ただし、成分等によっては、それぞれ該当する法律に定められた事項の表示・情報提供等が義務づけられています)。しかし、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、消費者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

◆ **当社が輸入販売する予定の製品のサンプルを、第三者機関において検査した結果、材質に使用しているＥＶＡ(エチレン酢酸ビニルコポリマー)中の酢酸ビニル含有率が低いと指摘された。ＥＶＡ中には酢酸ビニルがどのくらい含有するのが一般的なのか。〈事業者〉**

⇒JIS K 6924-1:1997(エチレン・酢酸ビニル樹脂)では、エチレン・酢酸ビニル樹脂を、酢酸ビニル含量(質量%)によって5種類に分類しています(詳しくは、この規格の原案作成団体である日本プラスチック工業連盟(http://www.jpif.gr.jp/)にお問い合わせください)。今回の検査結果に基づく「酢酸ビニル含有率が低い」との指摘については、検査機関からさらに具体的な説明を受けてください。

◆ **プラスチック部品が化粧品等の成分によってソルベントクラックを起こす可能性は考えられるか。〈その他(民間ＡＤＲ)〉**

⇒プラスチックに薬品、化粧品、洗剤などが付着したままにしておくと、それらの成分、プラスチックの種類などによっては、プラスチックが変質したり、「ソルベントクラック」(「ケミカルストレスクラック」などともいう)などと呼ばれる亀裂が発生したりする可能性があります。部品に使用されているプラスチックの性質等について、部品・原材料メーカーに問い合わせるとよいでしょう。

◆ **プラスチックの統計に関する情報について知りたい。〈メディア〉**

⇒日本プラスチック工業連盟(http://www.jpif.gr.jp/)を紹介。

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。
化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

２．　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

シアノアクリレート系接着剤（瞬間接着剤）

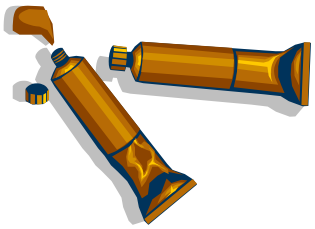

「２週間くらい前に 100 円ショップで購入して１度使用した瞬間接着剤を、昨日、再び使おうとした際、キャップが固くなっていたので力を入れてチューブ(アルミ製)を握ったところ、チューブが破れて中の接着剤が飛び出し、着ていた綿ブラウスにかかって発熱した。火傷はしなかったが、ブラウスには５㎝くらいの穴が開いた。外装に表示されていた使用上の注意には目を通したつもりだが覚えておらず、既に廃棄して手元にはない」という相談が、当センターに寄せられました。

瞬間接着剤などのシアノアクリレート系接着剤は、空気中の水分と反応して固まります。保管状況などによっては固まって出にくくなってしまうので、使用後はノズルなどをきれいにふき取ってから、キャップをしっかり閉めて、直射日光が当たらない湿気の少ない場所に保管するようにしてください。特にアルミ製のチューブの容器の場合、プラスチック容器のものに比べて一般に破れやすく、開封する際などに力を加えすぎると中身が飛び出す可能性があります。

シアノアクリレート系接着剤は接着力が非常に強力なだけに、目的以外のものにつくとはがれにくいので注意が必要です。また、皮膚や衣類等に多量に付着すると化学反応によって発熱する恐れがありますが、その場合は慌てて衣類を脱がずに、大量の水をかけて冷やしてください。

もしもシアノアクリレート系接着剤が手などに付いた場合は、なるべく熱いお湯の中にしばらく浸して少しずつもみほぐすようにしてはがしてください。はがれにくい場合には、マニキュアの除光液、アセトン、専用の「はがし液」などを使うとはがれる場合もあります(ただし、アセトンなどは引火性が高いため、火気にも十分に注意してください)が、決して無理はせず、手に負えない場合は接着剤を持参の上で医師に相談してください。

目に入った場合は、あわてずに多量の水で洗眼した後、医師の手当てを受けてください。目をこすると眼球を傷つける恐れがあります。できるだけ瞬きもしないでください。アセトンやはがし液などは絶対に用いないでください。

口に入った場合は、大量の水で口をすすぎ、接着剤が固まったら出してください。アセトンやはがし液などは絶対に用いないでください。決して無理はせず、手に負えない場合、また大量に入った場合や飲み込んだ場合は、接着剤を持参の上で医師の手当てを受けてください。

また、使用中および使用後は、部屋の換気を行ってください。気分が悪くなったり、目や喉などに刺激を感じたりしたときは、すぐに使用を中止し、新鮮な空気のところに移動して目を洗ったり口をすすいだりしてください。回復しない場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

接着剤を使用する際は、各製品の本体や包装に表示されている注意事項をよく読んで使用し、外装に表示されている場合も中身を使い終わるまでは捨てないようお願いします。

参考：日本接着剤工業会「瞬間接着剤のトラブル処理と使い方の手引き」http://www.jaia.gr.jp/press2_file/20081107095847.pdf

３．　おでかけ情報

お母さん、知って安心、家族も安心 やさしい「農薬ゼミ」

「農薬には、どんなはたらきがあるんだろう？」「人体に害はないのかな？」「どんな風に安全性が確保されているのかしら？」などの疑問について、専門の先生方から楽しく学びます。

【日時】2010年11月2日(火)　13:30～16:00

【会場】JA長野県ビル アクティーホール　会場までのアクセス　http://www.naganoken-jabill.co.jp/

【主催】農薬工業会（電話：03-3241-0215）

【パネリスト】宮川 恒氏(京都大学大学院農学研究科)、眞鍋 昇氏(東京大学大学院農学生命科学研究科) 他

【申込方法】ホームページからお申し込みください。http://www.jcpa.or.jp/nagano/index.html

※　詳細は、ホームページをご参照ください。　http://www.jcpa.or.jp/nagano/index.html

４．　入手資料の紹介

―2010年9月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』№30、2010.10
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の商品テスト実施状況('10年7月分)」2010年9月1日
3. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2010.08
4. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2010年8月度)』
5. (財)自動車製造物責任相談センター「2010年8月の相談状況」2010年9月
6. (社)消費者関連専門家会議『ＦＯＲＵＭ』Vol.208、2010.9
7. 日本石鹸洗剤工業会『ＣＬＥＡＮ　ＡＧＥ』№222、2010年夏号
   - 改めて「洗剤の安全性」を考える(第2回)　「他社の商品を攻撃して自社製品を売る」“危険です商法”
   - 身体洗浄剤メモシート②　シャンプーとリンスとトリートメントと･･･

５．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質･化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

＊ 国民生活センターが子供用防災頭巾の安全性などをテスト･･･燃え続けて消失するものも（9/2 日経･毎日･読売･産経、9/3 朝日）

＊ 低アルコール飲料を清涼飲料と間違え子どもが誤飲･･･消費者団体などが表示の改善を要望（8/31 産経、9/8 読売）

第７回　友禅

友禅は、江戸時代に京都で活躍した扇絵師の宮崎友禅斎（みやざきゆうぜんさい）によって考案されたとされる染色の技法です。友禅斎は、後に加賀藩（現在の石川県などを治めた藩）に招かれて当地に友禅染を広めたと伝えられています。「京友禅」と「加賀友禅」とでは、模様や色づかいなど、作風にそれぞれ特徴があります。そのほか、江戸や尾張に広まったものが、それぞれ「東京手描き友禅」、「名古屋友禅」として今も受け継がれています。

伝統的な手描き友禅（本友禅）の大まかな工程では、まず、図案家の描いた模様を元に、絹の白生地に「青花液（あおばなえき）」で下絵を描きます。かつては、ツユクサ（別名：青花）の一種であるオオボウシバナの花びらに含まれるアントシアニンという色素成分を抽出した「本青花」が使われていましたが、現在は、大量生産が可能でより安価であるなどの理由から、でんぷんとヨウ素との反応を利用して化学的に合成した「化学青花」が主として使われています。下絵は、「本青花」の場合は水洗いによって、また「化学青花」の場合は加熱などによって、後から消すことができます。

次に、下絵の線に沿って、でんぷん糊を糸のように細く置いていきます。これは「糸目糊」と呼ばれ、彩色のときに模様の外に染料がにじみ出るのを防ぐ役割をします。この「糸目糊」の跡が白生地のまま残って美しい輪郭をなすのが、友禅染の特徴の一つともいえます。

【友禅染の工程例】

その後、「糸目糊」で囲まれた模様の部分を、筆やハケを使ってそれぞれの色に染めていきます。彩色には、かつては植物（アカネ、アイ、ウコン、ベニバナなど）や動物（カイガラムシなど）から抽出した染料が使われていましたが、明治時代に入ってからは、染めやすさ、色の豊富さ、染色の安定性などの観点から、主として化学染料が使われるようになりました。

模様の部分を彩色したら、いったん生地を蒸します。蒸気を当てて熱を加えることによって、染料が繊維の内部まで浸透して、しっかりと定着するのです。

次に、彩色した模様全体を覆うようにでんぷん糊を置きます。これは「伏せ糊」と呼ばれ、刷毛を使って生地全体の地の色を染めるときに、模様の部分に染料が付着するのを防ぐ役割をします。

地色を染めた後に再び蒸し、それから青花液、糊、余分な染料などを水で洗い流します。この作業は、かつては自然の川で行われており、澄んだ川の流れに色とりどりの反物が踊る光景が「友禅流し」と呼ばれ親しまれていました。現在は、合成染料などによって河川が汚染されることや、逆に河川の汚れが反物に付着することなどから、排水処理設備の整った屋内で行われるのが一般的です。

そして最後に、生地を乾かし、蒸気を当ててしわなどを伸ばして形を整えたら完成です。

最近は、作業性などを考慮して、でんぷん糊の代わりに水に溶けないゴム糊を使って「糸目糊」を置き、次にでんぷん糊を使って「伏せ糊」を置いて、先に地色を染めてから、「伏せ糊」を水で洗い落として模様を彩色し、最後に薬品を使って「糸目糊」を除去する方法も用いられています。

また、「手描き友禅」のほかに、形紙（型紙）を用いて染める「型染め友禅」も明治時代に考案されました。時代とともに変化をしつつ、友禅の伝統はこれからも受け継がれていくことでしょう。

協力：京都手描友禅協同組合　http://www.yuzen.or.jp/

※　次号の『アクティビティーノート』は、１１月１０日頃に発行の予定です。お楽しみに。